

私立特別支援学校等経常費補助金交付要綱

昭和 57 年 11 月 11 日
57 総学一第 371 号
総 務 局 長 決 定

第 1 趣 旨

この要綱は、東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、都内に所在する私立の特別支援学校、特別支援学級を置く小学校若しくは中学校又は障害児の就園する幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園（以下「私立特別支援学校等」という。）における特別支援教育の振興を図るため、東京都が交付する私立特別支援学校等経常費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助の対象となる学校法人

- 1 補助金の交付の対象となる学校法人は、次のとおりとする。
 - (1) 私立の特別支援学校又は特別支援学級を置く小学校若しくは中学校を都内に設置する学校法人で、保護者の負担軽減に努めていると認められるもの
 - (2) 幼稚園を都内に設置する学校法人（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条の規定により設置された私立の幼稚園であって、学校法人化事業計画書を別に定める日までに提出し、知事が当該幼稚園を学校法人によって設置されるよう措置することが適当であると認定したものを含む。）又は幼保連携型認定こども園を都内に設置する学校法人で、補助金交付年度の 5 月 1 日現在において、障害児が 2 人以上在園し、特別支援教育に積極的に取り組み、保護者の負担軽減に努めていると認められるもの
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第 3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、私立特別支援学校等における特別支援教育に必要な経常的経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助事業の対象となる経費を除くものとする。

- (1) 教職員人件費支出
- (2) 教育研究経費支出のうち、次に掲げるもの
消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、研究費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出（土地及び建物に対するものを除く。）、公租公課支出、行事費支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

(3) 管理経費支出のうち、次に掲げるもの

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

(4) 設備関係支出のうち、次に掲げるもの

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

第4 補助金の額の算定

補助金の額は、次に掲げる学校の区分に応じて定める額とする。

(1) 私立特別支援学校

次のア、イ、ウ及びエに掲げる項目を合計して算定する。

ア 一般補助

補助金交付年度の5月1日現在において在籍する幼児、児童及び生徒の数に別に定める補助単価を乗じて得た額を補助する。

イ 特別支援教育に関する特色ある取組

次の(ア)から(ウ)までのいずれかの取組を実施している場合に別に定める補助単価を乗じて得た額を補助する。

(ア) インクルーシブ教育の実現

(イ) セーフティネット機能の発揮

(ウ) 研究・相談の実施

ウ 就学先の判断に必要な情報提供

就学先を判断するための保護者・本人への情報提供の取組を実施している場合に別に定める補助単価を乗じて得た額を補助する。

エ 授業料減免制度

次の(ア)及び(イ)の補助ごとに定める要件を備えている場合において、別に定める額をそれぞれ補助する。

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

a 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を補助金交付年度の前年度に有していること。

b 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。

(イ) 授業料減免補助

a 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を補助金交付年度の前年度に有していること。

b 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等（入学案内、募集要項等）により周知していること。

c 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金を減免していること。

(2) 特別支援学級を置く私立小学校又は中学校

補助金交付年度の5月1日現在において在籍する生徒の数に別に定める補助単価を乗じて得た額。ただし、特別支援学級が16人以上の生徒で編制されている場合にあっては、当該特別支援学級の生徒の数は15人とする。

(3) 私立幼稚園又は私立幼保連携型認定こども園

補助金交付年度の5月1日現在において在園する障害児（満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、心身に障害を有するため教育上特別な取扱いを要すると認めたものをいう。以下同じ。）の数に別に定める補助単価を乗じて得た額。ただし、幼保連携型認定こども園において対象となる障害児にあっては、別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子供の支給認定の区分に該当する者とする。

第5 補助金の交付

補助金は、交付年度の12月31日までに当該年度の交付額総額を交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする学校法人は、交付申請書その他条例第7条に規定する関係書類（私立の特別支援学級を置く小学校若しくは中学校又は幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園を設置する学校法人にあっては、障害児に関する心理学上又は医学上の診断書等を含む。）を提出しなければならない。

第7 補助金の交付の決定及び通知

- 1 知事は、第6の申請があった場合において、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、当該学校法人に対し、その結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第22に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第8 申請の撤回

補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、交付決定受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を決定された学校法人（以下「補助事業者」という。）は、この補助金の趣旨を理解し、障害児の修学上の保護者負担の軽減を図ること。
- (2) 補助金は、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って使用すること。
- (3) 補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならないこと。
- (4) 補助事業者が補助事業により取得した設備は、当該補助事業者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないこと。
- (5) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6) 知事が東京都職員をして、この補助事業について、関係書類及び物件を調査させた場合又は報告を命じた場合は、これに応じなければならないこと。

(7) 知事は、(6)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。

(8) 補助事業者が(7)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

(9) 補助事業者は、第6又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

(10) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができること。

第10 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業の実績報告書を、補助金交付年度の翌年度の5月末日までに提出しなければならないこと。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第12 是正のための措置

知事は、第11の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第13 決定の取消

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(4) 条例第6条第1項の各号の一に該当する場合

(5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(6) 第6又は第10の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合

(7) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合

(8) 第9(9)に規定する報告を受けた場合

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第11の規定による補助金の額の確定があった後においても適用すること

ができるものとする。

第 14 補助金の返還

- 1 知事が、第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第 11 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第 15 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 13 (1) から (7) までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 16 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第 17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

第 18 様式

この要綱第 6 に定める交付申請書及び第 10 に規定する実績報告の様式は別に定める。

第 19 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和 53 年東京都規則第 82 号）及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和 57 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年度の補助金から適用する。

附 則（ 1 4 生文私振第 3 9 号）

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（ 1 6 生文私振第 9 0 号）

この要綱は、平成 1 6 年度の補助金から適用する。

附 則（ 1 8 生文私振第 1 4 6 2 号）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（ 2 0 生文私振第 2 8 5 号）

この要綱は、平成 2 0 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 1 生文私振第 4 2 号）

この要綱は、平成 2 1 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 3 生私振第 3 5 8 号）

この要綱は、平成 2 3 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 6 生私振第 3 5 4 号）

この要綱は、平成 2 6 年度の補助金から適用する。

附 則（ 2 7 生私振第 8 9 1 号）

- 1 この要綱は、平成２７年度の補助金から適用する。
- 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、平成２７年度の補助金においては「車両燃料費支出」を「車輛燃料費支出」、「管理用機器備品支出」を「その他の機器備品支出」に、それぞれ読み替えるものとする。

附 則（２８生私振第１７３号）

この要綱は、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則（３生私振第２１７号）

この要綱は、令和３年度の補助金から適用する。

別 表

幼保連携型認定こども園の類型		子供の支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号）
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第3条第1項による見なし認可を受けた幼保連携型認定こども園	旧接続型	1号及び2号
	旧並列型	1号
平成27年度4月1日以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園		1号